

令和7年四條畷市議会2月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○議案第46号関係	1 ページ
○議案第47号関係	9 ページ
○議案第48号関係	11 ページ
○議案第49号関係	19 ページ
○議案第50号関係	33 ページ
○議案第51号関係	35 ページ
○議案第52号関係	37 ページ
○議案第53号関係	39 ページ
○議案第54号関係	41 ページ

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

新

第1条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

（期末手当の支給制限）

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 略

6～9 略

第2条による改正（四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

（退職報償金支給の制限）

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2)～(5) 略

(期末手当の支給制限)

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2～4 略

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 略

6～9 略

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2)～(5) 略

第3条による改正（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

（退職手当の支払の差止め）

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条に

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条に

において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

第4条による改正(四條畷市非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略

第5条による改正(四條畷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

(罰則)

第17条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第6条による改正(四條畷市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

(罰則)

第44条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。

2 略

第7条による改正(四條畷市ラブホテル及びぱちんこ店の建築の規制に関する条例の一部改正)

(罰則)

第20条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。

2 略

第8条による改正(四條畷市行政不服審査法施行条例の一部改正)

(罰則)

において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略

(罰則)

第17条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第44条 第8条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

2 略

(罰則)

第20条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

2 略

(罰則)

第13条 第6条(第9条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第6条(第9条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び支所（以下「部」という。）を設ける。

総合政策部～市民生活部 略

施設創生部

都市整備部～田原支所 略

第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総合政策部～市民生活部 略

施設創生部

公共施設等総合管理計画に関すること。

都市整備部～田原支所 略

旧

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、支所及び課（以下「部」という。）を設ける。

総合政策部～市民生活部 略

都市整備部～田原支所 略

施設創生課

第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総合政策部～市民生活部 略

都市整備部～田原支所 略

施設創生課

公共施設等総合管理計画に関すること。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

新

第1条による改正（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第7条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第7条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第2条による改正（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

（休暇の種類）

第3条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（年次休暇）

第4条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、20日とする。ただ

旧

(休暇)

第3条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

2 年次休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、20日とする。ただし、

し、年度の中途において新たに職員となった者及び当該年度の前年度において引き続き勤務しなかった期間として規則で定める期間のある職員の年次休暇の日数は、20日を超えない範囲内で規則で定める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の年次休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める。

3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年度における年次休暇の残日数をその年度の翌年度に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第5条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病により療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

（特別休暇）

第6条 特別休暇は、出産、交通機関の事故、選挙権の行使その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。

（介護休暇）

第7条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第9条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第8条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

年度の中途において新たに職員となつた者及び当該年度の前年度において引き続き勤務しなかつた期間として規則で定める期間のある職員の年次休暇の日数は、20日を超えない範囲内で規則で定める。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の年次休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める。
- 4 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、1の年度における年次休暇の残日数をその年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 6 病気休暇は、職員が負傷又は疾病により療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 7 特別休暇は、出産、交通機関の事故、選挙権の行使その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。
- 8 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 9 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 10 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第226号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 11 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 12 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 13 第10項の規定は、介護時間について準用する。

第9条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第10条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（組合休暇）

第11条 組合休暇は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。

2 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で市長が定めるものの構成員として当該機関の業務若しくは活動に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。

3 組合休暇の期間は、一の年度において30日以内とする。

4 第7条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

（会計年度任用職員の休暇）

第12条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

（休暇の承認）

第13条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 14 組合休暇は、職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇とする。
- 15 任命権者は、職員が登録された職員団体の規約に定める機関で市長が定めるものの構成員として当該機関の業務若しくは活動に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、組合休暇を与えることができる。
- 16 組合休暇の期間は、1の年度において30日以内とする。
- 17 第10項の規定は、組合休暇について準用する。

18 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

19 前各項に規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(会計年度任用職員の休暇)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休暇については、前条の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

第3条による改正（四條畷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第21条 略

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第8条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第21条 略

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第3条第11項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新

第1条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

（初任給、昇給、昇格等の基準）

第5条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（55歳を超える職員（行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）を除く。）にあつては、2号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 8級職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に優秀であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとする。

7～13 略

（扶養手当）

第13条 略

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(4) 略

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については、1人につき6,500円（8級職員であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

旧

(任給、昇給、昇格等の基準)

第5条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるものは「2号給」とする。

7～13 略

(扶養手当)

第13条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ)

(2)～(5) 略

(6) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条の2 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれ

(地域手当)

第14条 略

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第14条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの

(通勤手当)

かに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最新の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外の者が8級職員となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(地域手当)

第14条 地域手当は、この条例の適用を受けるすべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の6を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第14条の4第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの

(通勤手当)

第14条の3 略

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の初日から月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の3 略

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の初日から月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給対象期間につき、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給対象期間のうち最も長い支給対象期間につき、55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

6 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 管理職員特別勤務手当は、管理職員若しくは特定任期付職員（以下「管理職員等」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は勤務時間条例第8条及び第9条の規定に基づく休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 略

2 第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第5条第7項、第13条及び第14条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 第13条、第14条の2及び第20条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。

別表第1 行政職等給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500

3 略

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は勤務時間条例第8条及び第9条の規定に基づく休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

(特定の職員についての適用除外)

第22条の2 略

2 第13条、第13条の2及び第14条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第5条第7項、第13条、第13条の2及び第14条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

4 第13条、第13条の2、第14条の2、第20条の2及び第22条の規定は特定任期付職員には適用しない。

別表第1 行政職等給料表(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,000
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100

	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
	26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
	27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
	28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	
	29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	
	30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	
	31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	
	32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	
	33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	
	34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	
	35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
	36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
	37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
	38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
	39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
	40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
	41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
	42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
	43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
	44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
	45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
定年	46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
前再	47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
任用	48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
短時	49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
間勤	50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
務職	51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
員以	52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
外の	53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
職員	54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
	55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		

	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
	24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
	26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
	27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
	28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
	29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
	30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
	31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
	32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
	33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
	34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
	35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
	36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
	37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
	38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
	39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
	40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
	41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
	42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
	43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
	44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
定年	45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
前再	46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
任用	47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
短時	48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
間勤	49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
務職	50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
員以	51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
外の	52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
職員	53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
	54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
	55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	

56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>			
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>			
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>			
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>			
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>			
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>			
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>			
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>			
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>			
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>			
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>			

56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,000</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>				
95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>				
96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>				
97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>				
98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>				
99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>				
100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>				
101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>				

	102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>					
	103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>					
	104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>					
	105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>					
	106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>					
	107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>					
	108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
	109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
	110		<u>304,200</u>						
	111		<u>304,600</u>						
	112		<u>304,900</u>						
	113		<u>305,100</u>						
	114		<u>305,300</u>						
	115		<u>305,600</u>						
	116		<u>306,000</u>						
	117		<u>306,200</u>						
	118		<u>306,400</u>						
	119		<u>306,700</u>						
	120		<u>307,000</u>						
	121		<u>307,400</u>						
	122		<u>307,600</u>						
	123		<u>307,900</u>						
	124		<u>308,200</u>						
	125		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

第2条による改正（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第4条 前2条の地域手当の月額は、給料月額に100分の12を乗じて得た額とする。

第3条による改正（四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第19条 略

2・3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の12を乗じて得た額を加算した額とする。

	102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>					
	103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>					
	104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>					
	105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>					
	106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>					
	107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>					
	108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					
	109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					
	110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					
	111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					
	112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					
	113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					
	114		<u>305,300</u>						
	115		<u>305,600</u>						
	116		<u>306,000</u>						
	117		<u>306,200</u>						
	118		<u>306,400</u>						
	119		<u>306,700</u>						
	120		<u>307,000</u>						
	121		<u>307,400</u>						
	122		<u>307,600</u>						
	123		<u>307,900</u>						
	124		<u>308,200</u>						
	125		<u>308,500</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

第4条 前2条の地域手当の月額は、給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

第19条 略

2・3 略

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、ぎじ技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の6を乗じて得た額を加算した額とする。

一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新

第1条による改正（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）
（退職手当の支給）

第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくは規則（以下この項において「条例等」という。）により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（四條畷市の休日に関する条例（平成2年条例第17号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第2条による改正（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

附 則

（一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に関する経過措置）

第4条 改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者」とする。

2 略

(退職手当の支給)

第2条 略

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくは規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(四條畷市の休日に関する条例(平成2年条例第17号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附 則

(一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に関する経過措置)

第4条 改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員に対する第4条の規定による改正後の一般職の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者」とする。

2 略

四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(補償基礎額)

第5条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 14,500
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 略

旧

(補償基礎額)

第5条 略

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9, 100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考 略

四條畷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する

条例新旧対照表

新

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

（単位 千円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年 未満	10年以上 15年 未満	15年以上 20年 未満	20年以上 25年 未満	25年以上 30年 未満	30年以上 35年 未満	35年以 上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

旧

別表

退職報償金支給額表（第2条関係）

（単位 千円）

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	979	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

四條畷市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

第14条 使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。以下「悪質下水」という。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム以下

(14)～(43) 略

(44) 色 放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。

旧

第14条 使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされるものを除く。以下「悪質下水」という。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下

(14)～(43) 略

(44) 色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～6 略

旧

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2～6 略